

『旧生物学的製剤基準名「人血漿フィブリノーゲン」が現行の基準名では「乾燥人フィブリノゲン」となったため、これにあわせて販売名を「フィブリノーゲン-ミドリ」から「フィブリノゲン-ミドリ」と変更するための申請である。添付資料なしで可』

このことから、フィブリノゲン-ミドリの承認審査時、厚生省は臨床試験資料に基づく実質的な審査は行っていなかったものと考えられる。